【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年７月15日
【会社名】	三菱重工業株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Heavy Industries, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　宮　永　俊　一
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番５号
【電話番号】	(03)6716-3111（大代表）
【事務連絡者氏名】	総務法務部グループ長（管理グループ）　小　椋　和　朗
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番５号
【電話番号】	(03)6716-3111（大代表）
【事務連絡者氏名】	総務法務部グループ長（管理グループ）　小　椋　和　朗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番２号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の１）

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社及び当社の連結子会社であるMitsubishi Nuclear Energy System, Inc.（以下、「当社等」という。）は、米国で仲裁を申し立てられたので、平成25年10月17日、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号及び第14号に基づき、臨時報告書を提出した。
その後、当該仲裁における当事者の追加及び損害賠償請求金額の確定等が生じたため、平成27年10月26日、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号及び第14号に基づき、臨時報告書を提出した。
なお、平成27年10月26日付で提出した臨時報告書は、平成25年10月17日付で金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号及び第14号に基づき提出した臨時報告書の内容を訂正するものであったが、同臨時報告書の公衆縦覧期間が既に経過していたため、改めて臨時報告書として提出したものである。
今般、当該仲裁における損害賠償請求金額が変更されたため、金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものである。

2【訂正事項】

２　報告内容
（4）当該仲裁の内容及び損害賠償請求金額
②損害賠償請求金額

3【訂正内容】

訂正箇所は＿＿（下線）を付して表示している。

（訂正前）
（4）当該仲裁の内容及び損害賠償請求金額
②損害賠償請求金額
<u>75.7億米ドル</u>

（訂正後）
（4）当該仲裁の内容及び損害賠償請求金額
②損害賠償請求金額
<u>66.67億米ドル</u>

以　上